

## 市役所窓口手続きのお知らせ

# 所得(課税)証明書の申請方法

所得証明書とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得(収入)金額を証明したものです。

所得課税証明書とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に基づいて算定した市民税・県民税の税額を証明したもので、本市では「所得証明書」に課税額を追記しています。

最新の証明年度は、

**平成27年度(平成26年分の所得)です!**

※納税通知書送付の翌日以降から発行できます

【対象者】 所得(課税)証明書の交付は、その年の1月1日に小松島市内に住所がある人が対象となります。

【証明手数料】 1通につき350円

【申請に必要なもの】

### 証明の対象となる本人が申請する場合

印鑑、本人確認できるもの(運転免許証など)、手数料

### 本人以外の方(代理人)が申請する場合

委任状、代理人の印鑑、代理人の本人確認できるもの(運転免許証など)、手数料

### 【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当(市役所4階)

☎32・3821 / FAX33・3401

Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp

## 第十回特別弔慰金が支給されます

### 【支給対象者】

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 【支給内容】

額面25万円、5年償還(年1回・5万円)の記名国債

### 【請求期間】

平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

その他、手続き方法などについては、市民生活課までお問い合わせください。

### ※お願い※

窓口で書類の記入などにお時間をいただきます。混雑時にはお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

### 【お問い合わせ先】

市民生活課 公共交通・生活支援担当  
(市役所1階②番窓口)

☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.tokushima.jp